

コミュニティ団体登録の更新手続き【再登録】について ---お知らせ---

現在の団体登録（登録証）の有効期限は、令和3年3月31日までです。令和3年4月以降も登録団体として引き続き地域センターをご利用いただく場合は、以下のとおり更新手続きをお願いします。更新手続きが完了した団体については、令和3年1月の一斉受付時から新しい登録証を交付します。

1 提出書類（各1部）

- (1) 団体登録申請書 (2) 団体登録に関する同意書 (3) 団体の規約、定款等
- (4) 会員名簿 (5) 閲覧ファイル用登録団体紹介書 ※優先・免除団体、マンション管理組合は提出不要
- (6) 新宿区 NPO 法人登録証（写） ※NPO 法人に限り必要

2 手続きできる方

団体の代表者（NPO 法人は連絡担当者も可）

※新宿区内に住所を有することを証明できる書類（運転免許証・健康保険証など）をお持ちください。

3 提出期限

令和2年11月20日（金）必着 ※郵送・FAX 不可

※上記期限までに提出がない場合は、令和3年4月以降に登録団体として地域センターが利用できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

※令和3年4月以降の利用についてインターネットで予約を行っても、更新手続きが完了していない場合は当日利用できません。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、11月7日実施の一斉受付時の提出はお控えいただきますようお願いいたします。

四谷地域センターのホームページにも掲載しています。申請用紙もダウンロードも出来ますのでご覧ください。



【提出先・問い合わせ先】

四谷地域センター 事務局

住所：新宿区内藤町 87 番地四谷区民センター11F

電話：03（3351）3314 FAX：03（3351）3324